

別紙

諮問第945号

答 申

1 審査会の結論

「出火原因判定書」の一部開示決定について、開示請求の対象外とした部分を新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示、非開示の判断をすべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日〇時〇分頃〇〇区〇〇〇-〇付近で発生した火災に関する出火原因判定書に記載されている私の個人情報」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京消防庁消防総監が令和3年12月7日付けで行った一部開示決定について、対象外とした処分の取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

出火原因判定書に記載されている記載内容は、過去の答申、裁決に照らす限り、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないものと判断し、審査請求人の供述に関する部分以外を対象外としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和4年2月28日に審査会に諮問された。

審査会は、令和4年6月20日に実施機関から理由説明書を、同年7月27日に審査請求人から意見書を收受し、同年7月25日（第163回第三部会）から令和5年2月21日（第169回第三部会）まで、7回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 火災調査について

火災調査とは、消防法（昭和23年法律第186号）第7章の規定に基づいて行われる消防機関の行政調査であり、同法31条では、火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査をすることが定められている。

東京消防庁火災調査規程（平成6年11月16日訓令第35号）62条では、消防署長は管轄区域内で発生した火災について、調査書類を作成し、管理しなければならない旨規定している。また、東京消防庁火災調査規程事務処理要綱（平成6年11月16日予防部長依命通達）第28では、火災調査に必要な火災調査書類として、「火災調査書（別記様式第15号及び第15号の2）」、「出火原因判定書（別記様式第16号）」等を定めている。

イ 本件出火原因判定書並びに非開示部分及び対象外部分について

本件開示請求に係る保有個人情報は、火災調査書類（令和〇年〇月〇日〇〇第〇号）のうち、「出火原因判定書（別記様式第16号及び第26号）」（以下「本件出火原因判定書」という。）である。

実施機関は、本件出火原因判定書のうち、職員の氏名は条例16条2号に該当するとして、当該部分を非開示とし、「1 出火建物の判定理由」の全て並びに「2 出火箇所の判定理由」及び「3 出火原因の判定」の一部については、いずれも審査請求人を本人とする保有個人情報とは認められないとして、本件開示請求の対象外とした上で一部開示決定を行った。

ウ 審査会の審議事項について

審査請求人は、審査請求書等において、本件出火原因判定書の一部が、保有個人情報で開示請求をした場合は対象外とされているのに対し、情報公開で開示請求をした場合は、住居番号だけ非開示となっている。その理由が、東京都情報公開条

例7条2号となっているが、その識別することができる特定の個人とは、審査請求人のことなので、処分庁が保有個人情報と認めているのに対象外となっているのは、不当である旨主張する。

また、審査請求人は、既に実施機関の職員から口頭で火災の原因の説明を受けており、この火災の原因は、審査請求人の所有物が原因で審査請求人の所有物と所有の建物のみが被害にあっていることから、審査請求人の個人情報として対象外となっている部分の開示を求める旨主張している。

よって、審査会は、本件出火原因判定書において本件開示請求の対象外となっている部分について、保有個人情報該当性を審議する。

エ 保有個人情報に係る条例の定めについて

条例2条2項において、「個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定されており、同条3項において、「保有個人情報とは、実施機関の職員・・・が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。」と規定されている。また、条例12条1項において、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求・・・をすることができる。」と規定されている。

オ 本件出火原因判定書の保有個人情報該当性について

保有個人情報の開示請求は、公文書に記載されている自己を本人とする保有個人情報に対して、実施機関が情報単位で開示、非開示等の決定を行う必要がある。

審査会が見分したところ、本件出火原因判定書には、実施機関の職員が火災現場を見分した結果及び関係者の供述等を基にして出火原因を判断した情報が記載されている。冒頭部分には、火災番号、表題、作成月日及び作成者が記載され、「記載内容」欄以下の欄には、「1 出火建物の判定理由」、「2 出火箇所の判定理由」及び「3 出火原因の判定」（以下、併せて「出火原因判定理由」という。）について

判定者が自由に記載する構成となっており、出火原因判定理由の一部が審査請求人を本人とする保有個人情報とは認められないとして、本件開示請求の対象外となっている。

本件出火原因判定書の出火原因判定理由については、一つの欄に出火原因を判定した理由が記載されるため、この欄を一つの情報と捉えることができ、また、当該情報の性質から、火元である審査請求人に関係する情報であると判断できる。

さらに、本件開示請求に係る火災は審査請求人が所有する建物の単独火災であって、他に延焼はなく、発見者及び通報者等も審査請求人であるので、本件出火原因判定書の出火原因判定理由を記載する欄は、審査請求人を本人とする保有個人情報として本件開示請求の対象と認めるのが相当である。

したがって、本件開示請求の対象外とした部分については、これらを新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示、非開示の判断をすべきである。

なお、本件出火原因判定書においては、全体が審査請求人の保有個人情報と認められると判断するが、火災には様々な事例が想定され、開示請求者の属性によっては、出火原因判定書全体を開示請求者の保有個人情報と見ることは困難な場合も考えられる。よって、実施機関が作成する出火原因判定書等の火災調査書類の保有個人情報該当性については、画一的に判断するのではなく、個々の事案に応じて適切に判断することを求めるものである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、徳本 広孝、寶金 敏明、峰 ひろみ